

川崎市告示第149号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和7年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 予防接種の種類

ロタウイルス感染症

2 実施期間

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関

4 対象者

（1）1価

出生6週に至った日の翌日から24週に至る日の翌日までの間にある者

（2）5価

出生6週に至った日の翌日から32週に至る日の翌日までの間にある者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

（1）明らかな発熱を呈している者

（2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

（3）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

（4）腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有するもの（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者

（5）上記（1）から（4）までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者